



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
2月19日
第183号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	1
○ 告 示	
木材業者の登録 (森林政策課)	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録 (医療福祉推進課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	3
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	4
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)	7
○ 公 告	
県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告 (耕地課)	10
建設業法に基づく営業の停止処分の公告 (監理課)	10
基本測量実施公告 (監理課)	11
公共測量終了公告 (監理課)	11
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	11
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	11
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (東近江)	11

規 則

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第3号

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例施行規則 (昭和59年滋賀県規則第21号) の一部を次のように改正する。

第1条の2の表施設入所支援の項中「60人」を「40人」に改め、同項の次に次のように加える。

生 活 介 護	6人
---------	----

第1条の2の表自立訓練 (機能訓練) の項中「30人」を「28人」に改め、同表自立訓練 (生活訓練) の項中「18人」を「16人」に改め、同表就労移行支援の項中「12人」を「10人」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第122号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県西部・南部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
西部・南部森林整備事務所	栗東市荒張984	株式会社中西製材所 代表取締役 中西倫一

滋賀県告示第123号

令和3年滋賀県告示第49号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町牧字糠流谷123-133、123-134、123-136、123-144、123-153、123-154、123-203、123-204、123-360、123-361
- 2 通知の内容の要旨 令和3年滋賀県告示第49号のとおり

滋賀県告示第124号

令和3年滋賀県告示第52号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を日野町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 蒲生郡日野町大字奥之池字状山19-26
- 2 通知の内容の要旨 令和3年滋賀県告示第52号のとおり

滋賀県告示第125号

令和3年滋賀県告示第25号で告示した保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市五個荘川並町字上瓜生1376-1
- 2 通知の内容の要旨 令和3年滋賀県告示第25号のとおり

滋賀県告示第126号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に基づき、登録特定行為事業者とし

て、次の者を登録した。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する特定行為業務	登録年月日	登録番号
地域密着型特別養護老人ホームリトルブック	甲賀市土山町北土山2061-1	社会福祉法人あいの土山福祉会 理事長 服部治男	甲賀市土山町北土山2057	口腔内の喀痰 ^{くわう かくだん} 吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	令和3.2.12	251206171

滋賀県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
プリエール	高島市勝野1791-3	株式会社夢の木	高島市勝野1638番地ガリバーハウス102号	共同生活援助(介護サービス包括型)	令和3.2.1	2522200142

滋賀県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーション和顔	大津市坂本四丁目12-32	訪問看護	-	令和3.1.1
ほたるの薬局	長浜市野瀬町834-1	薬局	中村和代	令和3.1.1
ピリブ訪問ステーション	大津市朝日が丘一丁目3番5号	訪問看護	-	令和3.2.1
ユタカ薬局栗東野尻	栗東市野尻580	薬局	鷲田裕	令和3.2.1
訪問看護ステーションふれんず	彦根市高宮町907番地1	訪問看護	-	令和3.2.1

滋賀県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療	ほたるの薬局	長浜市野瀬町834-1	薬局	中村和代	令和3.1.1

育成医療

滋賀県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水越川支流 3208022	栗東市観音寺・荒張・大津市上田上大鳥居町	次の図のとおり	土石流
伯母川支流 2206001	草津市馬場町・大津市桐生三丁目	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菖蒲谷川支流 2208013	栗東市荒張・草津市馬場町	次の図のとおり	土石流
伯母川支流 2206001	草津市馬場町・大津市桐生三丁目	次の図のとおり	土石流
山寺町(7) II-2825	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山寺町(8) III-2826	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山寺町(9) I-2827	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山寺町(10) III-2828	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山寺町(11) II-2829	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山寺町(12) II-2830	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡本(7) III-2831	草津市岡本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡本(8) II-2832	草津市岡本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡本(9) I-2833	草津市岡本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青地町(1) II-2834	草津市青地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青地町(2) II-2835	草津市青地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
追分南(1) II-2836	草津市追分南五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(1) I-2837	草津市桜ヶ丘一丁目・追分南六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若草(1) II-2838	草津市若草三丁目・若草二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若草(2) I-2839	草津市若草三丁目・若草四丁目・岡本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
追分南(2) I-2841	草津市追分南六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(2) II-2842	草津市桜ヶ丘一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(3) II-2843	草津市桜ヶ丘二丁目・追分南七丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

桜ヶ丘(4) II-2844	草津市桜ヶ丘二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(5) I-2845	草津市桜ヶ丘三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(6) II-2846	草津市桜ヶ丘五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜ヶ丘(7) III-2847	草津市桜ヶ丘五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路東(1) III-2848	草津市野路東一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路東(2) III-2849	草津市野路東一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路東(3) I-2850	草津市野路東二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路東(4) I-2851	草津市野路東二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路東(5) I-2852	草津市野路東三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野路町 III-2853	草津市野路町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠山(1) II-2854	草津市笠山五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠山(2) I-2855	草津市笠山八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県南部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
葉山川支流 1208001	栗東市安養寺・安養寺四丁目	次の図のとおり	土石流
葉山川支流 1208002	栗東市安養寺	次の図のとおり	土石流
葉山川支流 1208003	栗東市安養寺	次の図のとおり	土石流
中ノ井川支流 2208004	栗東市伊勢落	次の図のとおり	土石流
中ノ井川支流 3208005	栗東市伊勢落	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 1208006	栗東市小野・上砥山・安養寺	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 2208007	栗東市小野・上砥山・安養寺	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 1208008	栗東市御園	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 1208009	栗東市御園	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 1208010	栗東市上砥山・安養寺	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 1208011	栗東市上砥山	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 1208012	栗東市上砥山・小野	次の図のとおり	土石流
菖蒲谷川支流 2208013	栗東市荒張・草津市馬場町	次の図のとおり	土石流
菖蒲谷川支流 3208014	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
美濃郷川支流 3208015	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
美濃郷川支流 1208016	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
美濃郷川支流 1208017	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
美濃郷川支流 2208018	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
墓ヶ谷川 2208019	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
成谷川支流 1208020	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
大岩谷川 2208021	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流
水越川支流 3208022	栗東市観音寺・荒張・大津市上田上大鳥居町	次の図のとおり	土石流
穴口川支流 1208023	栗東市井上	次の図のとおり	土石流
穴口川支流 1208024	栗東市井上	次の図のとおり	土石流
穴口川支流 2208025	栗東市井上	次の図のとおり	土石流

穴口川支流 2208026	栗東市井上	次の図のとおり	土石流
穴口川支流 2208027	栗東市井上	次の図のとおり	土石流
宮川支流 1208028	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 3208029	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 3208030	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 3208031	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 2208032	栗東市東坂	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 2208033	栗東市東坂	次の図のとおり	土石流
金勝川支流 2208034	栗東市東坂	次の図のとおり	土石流
下戸山(1) II-2856	栗東市下戸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下戸山(2) II-2857	栗東市下戸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六地藏(6) II-2858	栗東市六地藏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野 III-2859	栗東市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御園(4) II-2860	栗東市御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻越(6) II-2861	栗東市御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御園(5) II-2862	栗東市御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御園(6) II-2863	栗東市御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山(8) II-2864	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山(9) II-2865	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山(10) I-2866	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山(11) II-2867	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御園(7) II-2868	栗東市荒張・上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張(19) II-2869	栗東市荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ルモンタウン I-2870	栗東市荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
走井(8) II-2871	栗東市荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張(20) III-2872	栗東市荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上(7) II-2873	栗東市井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東坂(3) II-2874	栗東市東坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東坂(4) III-2875	栗東市東坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺(4) III-2876	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺(5) II-2877	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺(6) II-2878	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
こんぜの里(1) III-2879	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
こんぜの里(2) II-2880	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県南部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大山川支流 1210001	野洲市南桜	次の図のとおり	土石流
大山川支流 1210002	野洲市南桜	次の図のとおり	土石流
小山川支流 2210003	野洲市北桜・三上	次の図のとおり	土石流
小山川支流 2210004	野洲市北桜	次の図のとおり	土石流

光善寺川支流 2210005	野洲市大篠原	次の図のとおり	土石流
家棟川支流 2210006	野洲市大篠原	次の図のとおり	土石流
稲荷川支流 1210007	野洲市大篠原	次の図のとおり	土石流
光善寺川支流 2210008	野洲市大篠原	次の図のとおり	土石流
野洲クリーンセンター(3) III-2881	野洲市大篠原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入町(3) II-2882	野洲市入町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県南部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮川支流 1208028	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 3208029	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 3208030	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流
宮川支流 3208031	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県甲賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
水越川支流 3208022	栗東市観音寺・大津市 上田上大鳥居町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
菖蒲谷川支流 2208013	草津市馬場町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
山寺町(7) II-2825	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

山寺町(11) II-2829	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山寺町(12) II-2830	草津市山寺町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡本(9) I-2833	草津市岡本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青地町(1) II-2834	草津市青地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青地町(2) II-2835	草津市青地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
追分南(1) II-2836	草津市追分南五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜ヶ丘(1) I-2837	草津市桜ヶ丘一丁目・追分南六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若草(2) I-2839	草津市若草三丁目・岡本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
追分南(2) I-2841	草津市追分南六丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桜ヶ丘(4) II-2844	草津市桜ヶ丘二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野路東(1) III-2848	草津市野路東一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野路東(2) III-2849	草津市野路東一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野路東(3) I-2850	草津市野路東二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野路東(4) I-2851	草津市野路東二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野路東(5) I-2852	草津市野路東三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笠山(2) I-2855	草津市笠山八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県南部土木事務所および草津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
中ノ井川支流 2208004	栗東市伊勢落	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
中ノ井川支流 3208005	栗東市伊勢落	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
金勝川支流 2208007	栗東市安養寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
金勝川支流 1208009	栗東市御園	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
菖蒲谷川支流 3208014	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
美濃郷川支流 1208016	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
美濃郷川支流 1208017	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
成谷川支流 1208020	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大岩谷川 2208021	栗東市荒張	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
水越川支流 3208022	栗東市観音寺・大津市上田上大鳥居町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
穴口川支流 1208023	栗東市井上	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
穴口川支流 1208024	栗東市井上	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
穴口川支流 2208026	栗東市井上	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
宮川支流 3208030	栗東市東坂・湖南市石	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

	部			
宮川支流 2208032	栗東市東坂	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
金勝川支流 2208034	栗東市東坂	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
下戸山(2) II-2857	栗東市下戸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六地藏(6) II-2858	栗東市六地藏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野 III-2859	栗東市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御園(4) II-2860	栗東市御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
辻越(6) II-2861	栗東市御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上砥山(8) II-2864	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上砥山(9) II-2865	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上砥山(10) I-2866	栗東市上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張(19) II-2869	栗東市荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ルモンタウン I-2870	栗東市荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上(7) II-2873	栗東市井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
観音寺(4) III-2876	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
観音寺(5) II-2877	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
観音寺(6) II-2878	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
こんぜの里(2) II-2880	栗東市観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県南部土木事務所および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
大山川支流 1210002	野洲市南桜	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
小山川支流 2210003	野洲市三上	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
稻荷川支流 1210007	野洲市大篠原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲クリーンセンター(3) III-2881	野洲市大篠原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
入町(3) II-2882	野洲市入町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県南部土木事務所および野洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
宮川支流 1208028	湖南市石部	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

宮川支流 3208029	湖南市石部	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
宮川支流 3208030	栗東市東坂・湖南市石部	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県甲賀土木事務所および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営杉山地区土地改良事業の施行において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

従前の土地の表示

市	町	大字	字	地番	地目	用途	地積(m ²)	特に減ずる地積(m ²)	摘要
甲賀市	信楽町杉山		中筋	553	田	田	1,795	1,087	
〃	〃		〃	538	〃	〃	1,957	626	
〃	〃		〃	533	〃	〃	763	39	
〃	〃		〃	525-1	〃	〃	1,500	834	
〃	〃		〃	517	〃	〃	1,325	1,218	
〃	〃		〃	507	〃	〃	968	447	
〃	〃		〃	488	〃	〃	1,547	692	
〃	〃		〃	492	〃	〃	353	225	
〃	〃		〃	487	〃	〃	495	360	
〃	〃		〃	470	〃	〃	1,014	155	
〃	〃		〃	469	〃	〃	2,932	522	

建設業法に基づく営業の停止処分公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 処分をした年月日 令和3年2月10日
- 2 処分を受けた者 山崎工業
代表者 山崎邦宏
主たる営業所の所在地 甲賀市水口町宇川517-2-105
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(般-01)第31363号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。
 - (2) 停止を命ずる期間 令和3年2月24日から令和3年2月26日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 山崎工業は、滋賀県守山市内の造成地の上下水道工事現場において、令和2年2月3日、労働者に、掘削した溝内に下水道管を敷設する作業を行わせるに当たり、あらかじめ土止め支保工を設けるなど危険を防止するための措置を講じず、溝内の壁面土砂の崩落により労働者を死亡させるとともに、土砂等が崩壊

するおそれのある場所等に係る危険を防止するために必要な措置を講じなかった。

これにより、同社代表者は労働安全衛生法違反および業務上過失致死の罪により、大津簡易裁判所から、罰金50万円の略式命令を受け、令和2年11月25日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和3年3月1日から令和3年3月31日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 彦根市東沼波町
- 3 作業の終了日 令和2年12月15日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和3年2月19日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和3年2月19日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年2月19日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、島西部土地改良区の定款の変更は、令和3年2月9日に認可した。

令和3年2月19日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本 孝 司

